

平成31年度税制改正に関する要請書
【平成30年11月】

福島県町村議会議長会
会長 村上昭正

平成31年度税制改正に関する要請

町村にとって地方税は地方自治の基礎をなす重要な税源であり、町村が自主性及び自立性を発揮して、地方創生等を推進するとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠であります。

よって、平成31年度税制改正にあたっては、次の事項の実現が図られるよう強く要請いたします。

1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、その充実を図ること。

- ① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- ② 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

2. 地方法人課税における偏在是正の措置

平成30年度与党税制改正大綱に基づき、税源の偏在度が特に高い地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じること。その際、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等を踏まえるとともに、町村の行政サービスの低下を招かないよう留意すること。

3. 消費税率引上げの確実な実施及び軽減税率相当額の恒久財源確保

平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げについては、幼児教育の無償化をはじめ、その財源を活用した施策の実施が見込まれていることを踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を両立するため、確実に行うこと。

また、消費税率10%時における軽減税率の導入にあたっては、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、軽減税率相当額について、安定的な恒久財源を確保すること。

4. 車体課税の安定的確保

道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業を確実に実施していくためには、社会インフラ財源の確保が極めて重要であるので、車体課税の安定的確保を図るため、次の事項について配慮すること。

- ① 自動車の保有に係る税負担に関する総合的な検討を行う場合は、安定的な財源の確保等に配慮するとともに、車体課税に減収を及ぼさず、町村財政に影響を来さないことを前提とすること。
- ② 自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税に関し、適用期限到来後の見直しを行う場合は、町村財政に影響を及ぼさないようにすること。
- ③ 環境性能割の導入にあたっては、技術開発の動向や町村財政への影響等を踏まえ、税率区分の見直しを行うこと。
- ④ 軽自動車税のグリーン化特例に関し、適用期限到来後及び環境性能割導入以後の見直しを行う場合は、税収の確保に十分留意すること。

5. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源である。

また、所在市町村では、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。

よって、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえないことから、引き続き現行制度を堅持すること。

※ ゴルフ場利用税交付金実績額の平成24年度～平成29年度までの推移（市町村別）は4頁のとおり

6. 固定資産税の安定的確保について

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であるので、現行制度を堅持すること。

なお、平成30年度において「生産性革命」の一環として減税の特例措置が創設されたが、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、本特例制度は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

※ 平成29年度市町村税収に占める固定資産税（償却資産課税）の割合は5頁のとおり

7. 森林環境税（仮称）等関連法案の確実な成立

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、「平成30年度税制改正大綱」において、「平成31年度税制改正において創設する」と明記されたことから、次期通常国会において関連法案を確実に成立させること。

また、新税に係る財政需要を確実に地方財政計画に上乗せして計上すること。

8. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっているので、現行制度を堅持すること。

9. 平成31年度3月末日をもって期限切れとなる条件不利地域における 国税の特例制度の延長

- ① 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却制度について、適用期間を延長すること。
- ② 山村地域における事業用設備等に係る割増償却制度について、適用期間を延長すること。

ゴルフ場利用税の収入額と市町村交付金の推移

◆福島県におけるゴルフ場利用税 収入実績（H23～H29）

（単位：千円）

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備 考
収 入 額	525,212	662,792	678,098	655,317	674,469	667,522	622,384	

◆ゴルフ場利用税市町村交付金 市町村別交付実績（H23～H29）

（単位：千円）

市町村名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備 考
福 島 市	10,467	12,210	11,975	11,688	12,668	12,381	12,255	
会津若松市	18,798	19,462	19,620	15,364	15,848	16,423	14,411	
郡 山 市	15,090	16,755	19,655	18,793	21,335	21,194	19,355	
い わ き 市	100,989	154,706	166,864	156,782	163,687	160,910	166,809	
白 河 市	39,024	51,065	51,904	46,066	38,218	34,721	30,520	
須 賀 川 市	22,116	24,788	22,785	23,005	25,383	26,216	28,052	
二 本 松 市	8,016	7,506	7,440	7,001	7,427	7,538	7,246	
南 相 馬 市	1,603	4,454	5,174	4,516	5,643	5,313	6,078	
伊 達 市	11,058	19,037	20,151	19,963	21,740	22,514	21,653	
本 宮 市	910	1,067	1,249	1,350	1,445	1,427	1,348	
市 計	228,071	311,050	326,817	304,528	313,394	308,637	307,727	
国 見 町	2,081	3,022	0	0	0	0	0	ワークジャパンゴルフ倶楽部国見コース閉鎖
大 玉 村	13,016	14,805	14,913	13,875	14,806	15,063	15,475	
天 栄 村	8,797	10,746	10,633	11,449	12,017	12,099	11,647	
南 会 津 町	3,004	3,182	3,431	3,329	3,100	3,173	2,874	
磐 梯 町	3,875	4,727	5,080	5,540	4,911	5,135	5,185	
猪 苗 代 町	16,546	18,560	20,567	20,971	22,060	22,551	21,871	
西 郷 村	20,930	31,144	33,534	33,819	35,130	34,839	30,282	
泉 崎 村	0	0	0	0	0	0	0	ラフォーレ白河ゴルフコース閉鎖
矢 吹 町	15,557	18,903	15,513	13,658	14,961	16,231	16,412	
棚 倉 町	17,688	20,262	22,831	19,078	22,249	21,171	20,813	
石 川 町	14,437	20,228	19,421	26,756	26,518	28,696	4,030	
浅 川 町	5,982	4,217	1,575	1,504	1,619	1,635	1,479	
小 野 町	915	3,249	3,785	3,090	63	0	0	千本桜リゾート閉鎖
檜 葉 町	372	0	0	0	0	0	0	クリスタルカントリークラブ閉鎖
富 岡 町	747	0	0	0	0	0	0	リバーランドゴルフクラブ閉鎖
町 村 計	123,947	153,045	151,283	153,069	157,434	160,593	130,068	
市町村計	352,018	464,095	478,100	457,597	470,828	469,230	437,795	

市町村税収に占める固定資産税（償却資産課税）の割合

(単位：千円)

区分	平成29年度市町村税収（決算）					
	全体額 A	うち固定資産税		固定資産税のうち償却資産分		
		B	税収全体に 対する割合 (B/A)	C	税収全体に 対する割合 (C/A)	固定資産税収に 占める割合 (C/B)
福島市	38,149,848	13,911,556	36.47%	3,090,976	8.10%	22.22%
会津若松市	15,363,689	7,439,964	48.43%	1,246,186	8.11%	16.75%
郡山市	47,630,482	16,492,209	34.63%	3,356,074	7.05%	20.35%
いわき市	50,583,827	19,585,683	38.72%	5,057,811	10.00%	25.82%
白河市	8,739,160	4,261,036	48.76%	1,310,220	14.99%	30.75%
須賀川市	9,507,912	4,231,737	44.51%	1,009,642	10.62%	23.86%
喜多方市	4,829,420	2,333,810	48.32%	500,545	10.36%	21.45%
相馬市	5,080,507	2,358,122	46.42%	672,600	13.24%	28.52%
二本松市	6,248,227	2,946,805	47.16%	965,492	15.45%	32.76%
田村市	3,631,004	1,564,962	43.10%	470,341	12.95%	30.05%
南相馬市	8,875,443	3,828,276	43.13%	2,245,426	25.30%	58.65%
伊達市	5,608,173	2,287,380	40.79%	525,849	9.38%	22.99%
本宮市	4,164,263	2,023,389	48.59%	681,826	16.37%	33.70%
市計	208,411,955	83,264,929	39.95%	21,132,988	10.14%	25.38%
桑折町	1,295,822	636,804	49.14%	260,931	20.14%	40.98%
国見町	958,653	457,137	47.69%	190,534	19.88%	41.68%
川俣町	1,203,463	464,879	38.63%	123,652	10.27%	26.60%
大玉村	900,507	400,282	44.45%	82,141	9.12%	20.52%
鏡石町	1,631,411	845,631	51.83%	279,431	17.13%	33.04%
天栄村	759,127	445,399	58.67%	122,015	16.07%	27.39%
下郷町	1,065,888	786,874	73.82%	550,247	51.62%	69.93%
檜枝岐村	443,029	412,167	93.03%	386,334	87.20%	93.73%
只見町	898,400	687,937	76.57%	531,950	59.21%	77.33%
南会津町	1,583,245	750,648	47.41%	188,515	11.91%	25.11%
北塩原村	501,026	316,886	63.25%	61,532	12.28%	19.42%
西会津町	619,427	346,835	55.99%	140,774	22.73%	40.59%
磐梯町	632,127	392,153	62.04%	145,288	22.98%	37.05%
猪苗代町	1,900,116	1,097,450	57.76%	229,308	12.07%	20.89%
会津坂下町	1,624,007	727,706	44.81%	142,488	8.77%	19.58%
湯川村	342,181	164,281	48.01%	37,784	11.04%	23.00%
柳津町	383,266	243,247	63.47%	145,379	37.93%	59.77%
三島町	172,492	104,407	60.53%	67,292	39.01%	64.45%
金山町	538,757	452,608	84.01%	377,460	70.06%	83.40%
昭和村	88,060	42,189	47.91%	10,369	11.77%	24.58%
会津美里町	1,650,047	713,951	43.27%	95,897	5.81%	13.43%
西郷村	3,720,509	1,857,586	49.93%	536,642	14.42%	28.89%
泉崎村	1,248,932	806,652	64.59%	292,055	23.38%	36.21%
中島村	545,717	250,585	45.92%	71,527	13.11%	28.54%
矢吹町	2,298,749	1,200,992	52.25%	335,794	14.61%	27.96%
棚倉町	2,044,733	1,078,024	52.72%	463,529	22.67%	43.00%
矢祭町	853,012	324,830	38.08%	84,876	9.95%	26.13%
塙町	931,942	440,148	47.23%	113,933	12.23%	25.89%
鮫川村	289,063	139,906	48.40%	52,737	18.24%	37.69%
石川町	1,663,286	819,402	49.26%	209,414	12.59%	25.56%
玉川村	834,391	367,798	44.08%	92,462	11.08%	25.14%
平田村	627,598	327,225	52.14%	122,651	19.54%	37.48%
浅川町	692,850	346,042	49.94%	131,927	19.04%	38.12%
古殿町	543,128	270,726	49.85%	107,223	19.74%	39.61%
三春町	1,725,453	753,123	43.65%	166,397	9.64%	22.09%
小野町	983,096	423,092	43.04%	112,434	11.44%	26.57%
広野町	2,856,614	2,169,766	75.96%	1,806,685	63.25%	83.27%
檜葉町	1,933,295	1,326,855	68.63%	911,647	47.16%	68.71%
富岡町	1,726,585	1,061,742	61.49%	803,178	46.52%	75.65%
川内村	441,522	312,137	70.70%	254,510	57.64%	81.54%
大熊町	4,478,859	3,775,235	84.29%	3,358,610	74.99%	88.96%
双葉町	1,135,278	968,248	85.29%	797,974	70.29%	82.41%
浪江町	721,500	221,615	30.72%	201,802	27.97%	91.06%
葛尾村	122,416	31,379	25.63%	26,863	21.94%	85.61%
新地町	2,167,622	1,684,561	77.71%	1,142,448	52.71%	67.82%
飯舘村	401,864	200,310	49.85%	85,659	21.32%	42.76%
町村計	54,179,065	31,647,450	58.41%	16,452,298	30.37%	51.99%
県計	262,591,020	114,912,379	43.76%	37,585,286	14.31%	32.71%